

第33号

年 報

2023年（令和5年度）版

富士市こども未来部 こども発達センター

目 次

第1章 こども発達センターの概要

1 沿 革	1
2 施 設	1
3 組 織	3
4 業 務 内 容	3

第2章 令和5年度活動状況

第1節 みはら園活動状況

1 施 設 運 営	4
2 通所支援運営状況	4
3 地域支援状況（地域の幼稚園・保育園等との交流・連携）	1 2
4 保育所等訪問支援運営状況	1 3
5 居宅訪問型児童発達支援運営状況	1 3
6 地 域 支 援	1 3
7 感 染 症 対 策	1 3

第2節 発達相談室からあ 活動状況

1 運 営 目 標	1 4
2 事 業 内 容	1 4
3 受付から支援までの流れ	1 5
4 統 計 資 料	1 6
5 事 業 実 績	2 0

第3節 啓 発 事 業

1 講 演 会	3 1
2 講 座 ゼ ミ	3 1
3 基 礎 研 修	3 1
4 研修講師・助言者派遣	3 2
5 視察・見学の受け入れ状況	3 2
6 各種委員会等への出席状況	3 3

第4節 研 修

第5節 そ の 他

1 研 修 受 入 れ 状 況	3 6
2 学 生 実 習 受 入 れ 状 況	3 6

第1章 こども発達センターの概要

1 沿革

昭和39年	4月	心身障害児をもつ保護者と福祉事務所が一体となって、富士市立くすの木学園の空き部屋を利用し一日保育を開始
昭和49年	5月	心身障害児通園施設「そびな保育園」開園 定員 30名
昭和52年	4月	精神薄弱児通園施設「そびな学園」認可 定員 50名に増員
昭和62年	7月	富士市立総合育精施設（くすの木学園・ふじやま学園・そびな学園）整備事業で検討を開始 検討の結果、通園部「みはら園」と「療育相談室」を併設し、機能を充実させた「こども療育センター」として現在地に移転新築が決定
平成 3年	4月	「こども療育センター」事業開始 みはら園の定員を60名に増員
平成10年	4月	制度改正により、みはら園が知的障害児通園施設となる
平成24年	4月	制度改正により、「児童発達支援センター」「相談支援事業所」となる 保育所等訪問支援事業・障害児相談支援・特定相談支援の指定を受ける
平成25年	4月	児童通所支援事業の指定を受ける
平成30年	4月	居宅訪問型児童発達支援の指定を受ける
令和 2年	4月	併行通園・保育所等訪問支援事業を開始
令和 3年	11月	居宅訪問型児童発達支援事業を開始
令和 4年	3月	療育相談室に愛称「からあ」と命名
令和 4年	4月	「富士市立こども発達センター」へ名称変更

2 施設

(1) 設置・運営 富士市

(2) 規模及び構造

敷地面積		3, 180. 41 m ²
建築面積	1階	1, 034. 44 m ²
	2階	687. 04 m ²
構 造	計	1, 721. 48 m ²
		鉄筋コンクリート造り2階建

(3) 設置事業所

富士市立こども発達センターみはら園（児童発達支援センター）

富士市立こども発達センター（障害児相談支援・特定相談支援事業所）

(4) 建設費

(単位 千円)

建築費	491,964
用地費	158,749
造成費	16,836
備品	18,033
計	685,582

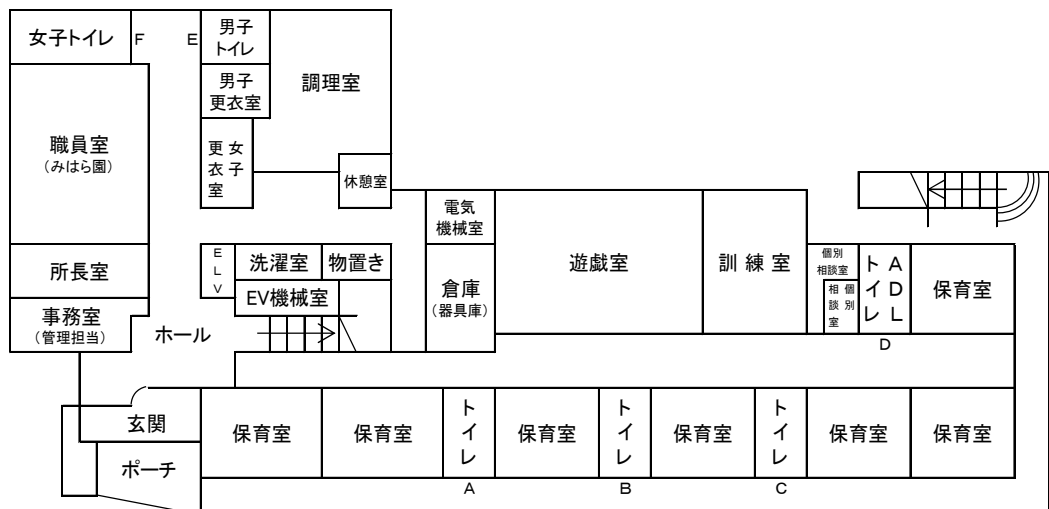
(5) 建設費財源

(単位 千円)

国庫補助金	69,126
県費補助金	34,562
市債	325,000
一般財源	256,894
計	685,582

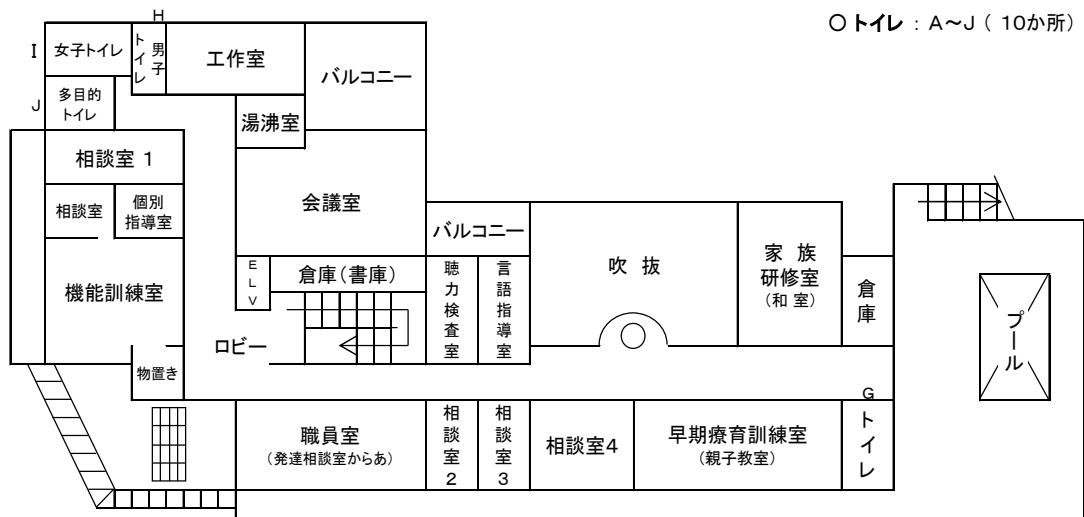
(6) 平面図

● 1階

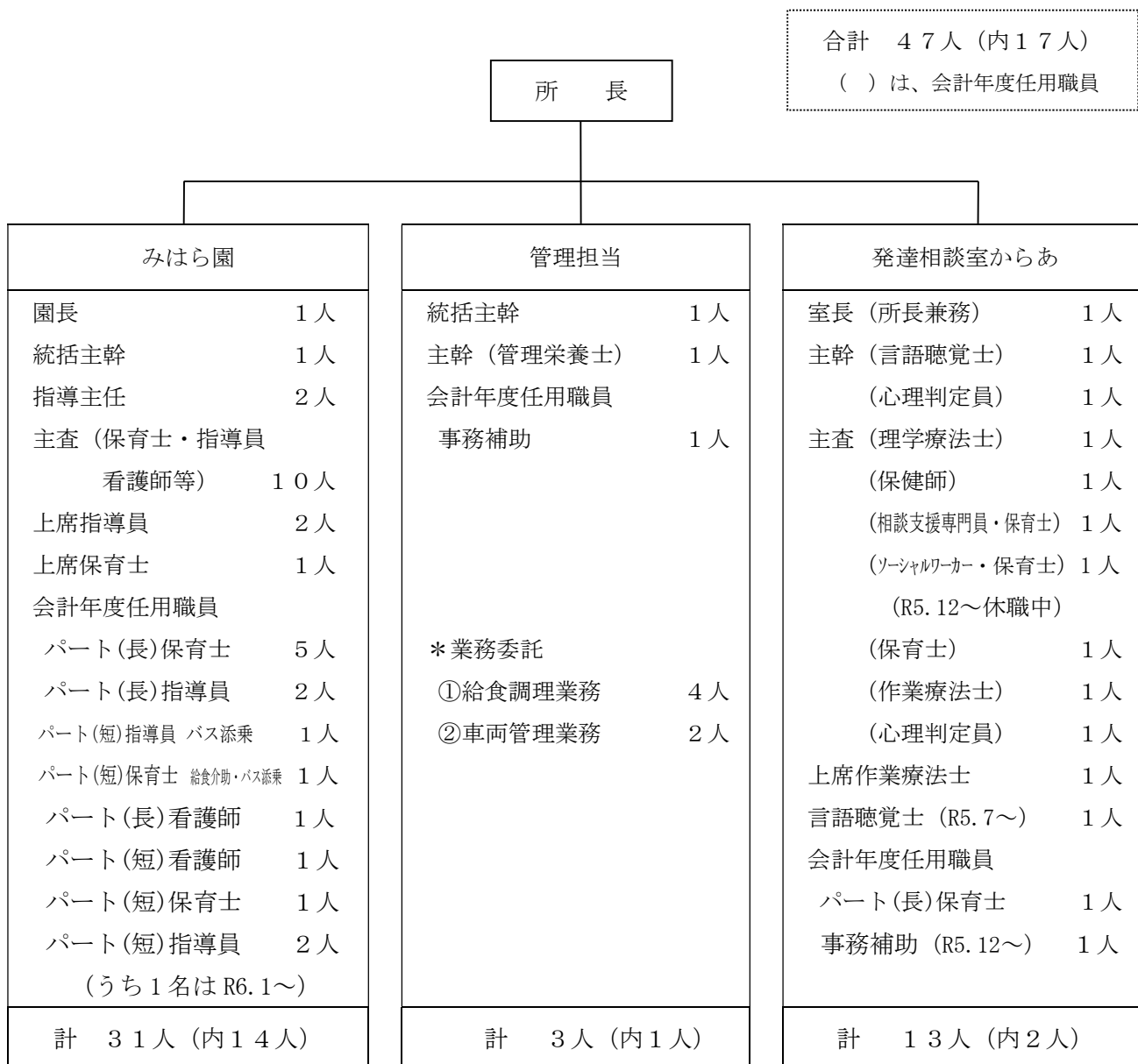


● 2階

○ トイレ : A~J (10か所)



3 組 織



4 業務内容

(1) 管理担当

- ① こども発達センターの施設機能を保持するため、施設及び設備を適切に維持管理すること。
- ② 「食」への認識向上及びみはら園児個々に適した食事を確保するため、給食を提供すること。
- ③ 保護者の負担軽減及び利便性を図るため、園児用送迎バスの運行管理を行うこと。

(2) みはら園

- ① 個々の障害の軽減及び家庭生活での負担の軽減を図るため、障害児療育事業を行うこと。
- ② 障害及び障害児への理解を深めるため、保護者及び職員への啓発を行うこと。
- ③ 障害児を持つ家族の社会的活動を可能にするため、生活支援を行うこと。
- ④ 障害児が地域での社会生活を営みやすくするため、関係機関との連絡調整を行うこと。

(3) 発達相談室

- ① 障害を早期に発見し、適切な療育に繋げるため、療育事業・相談支援事業を行うこと。
- ② 子どもの成長期に関する発達状況等の不安軽減を図るため、発達相談事業を行うこと。
- ③ 関係機関職員が障害を理解し、適切な療育をするため、啓発活動を行うこと。

第2章 令和5年度 活動状況

第1節 みはら園活動状況

1 施設運営

(1) 運営目標

児童福祉法に基づく児童発達支援センターであり、心身に障害のある就学前の児童を受け入れ、個々の状態に応じた療育を実施し、家庭との相互協力のもとに、心身の発達を促していくことを目的とする。また障害のある子どもの地域社会への参加・包括を促進するため関係機関との連携を進め、地域支援を行う。

(2) 運営方針

日常生活における基本的な生活習慣を身につけ、集団生活に適応することができるよう支援する。
また、養育の主体である保護者の不安の軽減や解消を図るとともに、保護者や地域社会が障害に対する正しい認識をもち、子どもとの関わりに見通しがもてるよう支援する。

(3) 運営事業

- ① 通所支援(毎日通園・併行通園)
- ② 保育所等訪問支援
- ③ 居宅訪問型児童発達支援

2 通所支援運営状況

(1) 支援内容

個別支援計画に基づき、児童及び保護者に対し必要に応じて次の支援を行う。

- ① 児童に提供する支援
 - A) 身辺自立への支援(食事・排泄・着脱等)
 - B) 保護者との関係を基盤とした人との関係づくり
 - C) コミュニケーション能力の発達支援
 - D) 集団生活への適応支援
 - E) 健康な体づくり
 - F) 給食の提供
 - G) その他園長が必要と認めた事柄
- ② 保護者に提供する支援
 - A) 面談での聴き取りと助言
 - B) 療育等に関する学習会の開催
 - C) 保護者参加の行事の実施
 - D) その他園長が必要と認めた事柄

(2) 対象児

富士市に在住する、おおむね3歳から就学前の発達に遅れやつまずきをもつ子ども。
保護者が児童通所サービス受給者証を取得し、みはら園と利用契約を結んだ子ども。

(3) 在籍児の状況

表1 月別在籍児数及び入退園の状況

(単位：人)

月	在籍数	入 園	退 園	入 退 園 理 由
4 月	5 7	1 9	0	(前年度からの継続：3 8) 入園：1 9
5 月	5 7	0	0	
6 月	5 7	0	0	
7 月	5 7	0	0	
8 月	5 7	1	1	入園：1 退園：1
9 月	5 6	0	1	退園：1
1 0 月	5 6	0	0	
1 1 月	5 6	1	1	入園：1 退園：1
1 2 月	5 5	0	1	退園：1
1 月	5 6	1	0	入園：1
2 月	5 6	0	0	
3 月	5 6	0	2 4	退園：特別支援学校：1 3 特別支援学級：7 公立保育園：4
合 計	6 7 6	2 2	2 8	

表2 性別・年齢別利用児数(年間累計)

(単位：人)

性別 \ 年齢	3 歳児 (年少)	4 歳児 (年中)	5 歳児 (年長)	合計
男	1 5 (1 2)	1 7 (4)	1 5 (0)	4 7 (1 6)
女	1 (1)	6 (1)	6 (1)	1 3 (3)
合 計	1 6 (1 3)	2 3 (5)	2 1 (1)	6 0 (1 9)

表中の()内は新入園児

表3 障 害 の 状 態 及 び 程 度

(単位：人)

診 断 \ 程 度	合 計	備 考
知 的 障 害	2 4	他の発達障害等が疑われるが診断されていない子どもを含む
知的障害＋自閉症	2 7	
知的障害＋肢体不自由	5	
合 計	5 6	

(4) 保育内容

① 日課

8 : 3 0 全体朝礼・みはら園打ち合わせ マイクロバス発車			
9 : 0 0 クラス別打合せ・個別面談・受け入れ準備（園庭・保育室環境設定）			
1 0 : 0 0	登園	健康チェック 朝の支度	身辺自立への援助（排泄・着脱・身の回りの整理）
	自由遊び	室内遊び・戸外遊び	個々で遊びを見つけ展開していく
	課題遊び	クラス活動 個別・クラス交流 集団遊び 朝の会 等	遊びや経験場面を提供し、環境を整え、個々の発達を促す
	昼食	食事・歯磨き 片付け	個々の食事支援等のねらいに添って、具体的支援を行う
1 2 : 0 0	自由遊び	室内遊び・戸外遊び	個々の発達に合わせ、クラス交流や合同保育を行う
1 3 : 0 0	課題遊び	クラス活動・クラス交流	
	おやつ		
1 4 : 0 0	降園準備	帰りの支度 帰りの会	
1 4 : 2 5	降園		

- * O T ・ P T ・ S T ・ 心理判定員による評価・訓練を必要に応じ実施。
- * 摂食に問題のある子どもは、必要に応じて専門スタッフが昼食時間に個別に状況を把握。
- * 月に1回看護師による身体測定を実施。

② 支援形態

発達の遅れ、つまずきの内容、状況を考慮しクラスを編成した。異年齢にわたる縦割り構成を基準に7クラスで運営した。

また、保育にあたっては、医師の医学的診断、各専門スタッフの心理・発達評価、運動機能評価の結果に基づき総合的にアプローチし、個別支援計画を作成して支援した。

③ 通園方法

利用の対象が市内全域であり、障害程度や家庭状況も様々であるため、子どもの安全面を第一に保護者と協議して通園方法を以下のように決定した。

保護者送迎による通園

- ・ 園から近距離に在住で子どもの送迎が可能な家庭
- ・ てんかん発作が起こりやすい子ども
- ・ 座位が保てない子ども
- ・ 感染予防に配慮したい場合

送迎バス（マイクロバス2台）による通園

- ・ 市内を2コースに分け、送迎を実施してきた。両コースの平均走行距離は1周約2.6km、平均所要時間は約1時間25分であった。
- ・ バスへの添乗については、各バスに朝は職員1名、帰りは添乗職員1名を配置した。

④ クラス編成及び活動内容

クラス編成	活 動 内 容
こぐま（職員 4 名 内看護師 2 名） 5 歳児 2 名 4 歳児 1 名 3 歳児 4 名	知的障害に身体的機能障害を重複した子どもが対象であり、様々な障害が重複した重症心身障害児から、介助歩行が出来る子どもまで、障害の種類は多岐にわたった。 経管栄養などの医療的ケアや基礎疾患のある子どももいたため、日常の健康管理と安全面での配慮等を看護師と連携して保育を行なった。 また、一人一人の生活を充実させるため、身体機能や基本的生活習慣の促進、歩行や姿勢保持ができるような日常生活用具や補装具の工夫、介助方法の工夫など、専門スタッフと連携し、実施した。 保護者には子どもと向き合うことの重要性や、園と家庭が連携して子どもの療育に取り組むことの大切さを、面談や懇談会、保護者グループワーク、ファミリーデーを通じて伝えてきた。 ★ クラスでの活動：体を動かす揺らしあそびや運動あそび、片栗粉・京花・布などの素材に触れる感触あそび、暗い部屋での光・音あそびなど、五感を刺激し、子どもの反応や要求を引き出す遊びに取り組んできた。 ★ 個別指導：子どもの状態により P T ・ O T による機能訓練、S T による摂食指導、担任保育士による個別指導など個々に応じた指導を行った。 ★ 親子水中教室：親子で一緒に水の中で触れ合いながら浮力を利用し、陸上では味わえない心地よい全身運動を経験することをねらいとし、5 月～ 1 0 月に計 8 回実施した。
ぺんぎん（職員 4 名 内看護師 1 名） 5 歳児 4 名 4 歳児 2 名 3 歳児 2 名 うさぎ（職員 3 名） 5 歳児 3 名 4 歳児 2 名 3 歳児 2 名 りす（職員 3 名） 5 歳児 2 名 4 歳児 4 名 3 歳児 2 名 ばんだ（職員 3 名） 5 歳児 3 名 4 歳児 5 名 3 歳児 1 名 きりん（職員 3 名） 5 歳児 3 名 4 歳児 3 名 3 歳児 2 名 ぞう（職員 3 名） 5 歳児 4 名 4 歳児 3 名 3 歳児 3 名	障害の特性や能力の多様性を考慮し、各年齢にわたり互いに刺激し合うよう、また、外国籍、要支援家庭などにも配慮し編成された縦割りクラスを生活の基礎集団とした。 基本的生活習慣の獲得や、運動・言語面の発達、大人や子ども同士の関係を育てながら集団生活を促していくことを目標に、日課の繰り返しの中で、個々の発達のステップに合わせた対応をしてきた。 また、それぞれの発達段階に応じた小集団活動が必要な子どもについては、クラスの枠をはずして実施した。1 年を通して、全園児対象に 2 クラスずつのクラス交流を行った。内容としては、散歩活動・運動あそび・ボディイメージ・リズム運動など子どもの歩行力や運動能力に合わせた活動や、人とのやりとりあそび・ふれあいあそび、感触あそびなど各グループやクラス間のねらいのもとに取り組んだ。また、既存のグループから、さらに、小集団でルールのある遊びや、机上でのゲームを取り入れた活動や制作遊びを行うグループを展開させた。 その他、集団での保育では補いきれない部分については、個別にプログラムを立て、個別指導にも取り組んできた。 なお、職員間で各クラスの保育内容や子どもの様子について、綿密に情報交換を行い、共通認識をもつための会議を月 2 回開催した。また、保育技術を高めるための研修なども月 1 回開催した。 保護者には子どもと向き合うことの重要性や、園と家庭が連携して子どもの保育に取り組むことの大切さを、面談や懇談会、保護者グループワーク、ファミリーデーを通じて伝えてきた。

(5) 保護者支援

① 全園児保護者を対象としたとりくみ

項 目	内 容																		
家 庭 訪 問	家庭環境や家庭での子どもの様子を把握して、日々のみはら園での療育を家庭生活に生かしていく支援を行った。令和5年度は7回実施。																		
ファミリーデー	クラス毎に月1回程度実施。クラスでの集団活動に保護者が参加し、遊びの糸口や関わり方を学びあう場とし、実際に学んだことを家庭生活につなげていった。																		
ク ラ ス 懇 談	必要に応じて随時行った。担任を中心に実施し、保護者同士で子育ての悩みや経験を話し合い、クラスの運営方針を伝えるなど、保護者との共通理解を深め、保護者間の関係作りの場とした。																		
個 別 面 談	全園児の保護者と毎月1回1時間を基本として個別面談を行った。個々の発達状態を保護者と確認し、細部にわたる具体的支援の方法について話し合い、保護者との共通理解を図っていった。また、家庭における悩み等の相談にも応じ、保護者への支援を行った。年2回(8～9月・3月)の園長・主任との面談では、個別支援計画の説明と共に園への要望を聞きとり、改善につなげていった。 年間で、延べ611回の面談を実施した。																		
保 育 参 観	 新型コロナウイルス感染症が5月に移行したが、感染が流行した時期もあり積極的な受け入れは行ってこなかった。																		
保 育 参 加																			
連 絡 帳	園での子どもの状態・支援内容を伝達し、家庭での様子を把握するために使用し、日々やり取りをしている。																		
な ら し 保 育	新入園児が集団生活に慣れるために、親子通園を行い保護者が保育の基本を理解し子どもと向き合う大切さを学ぶ場とした。																		
家 族 参 観	6月・2月の年2回計画し実施した。 クラス保育に参加し、子どもの状態を理解し母親と一緒に子育てをしていく大切さなど、父親の役割を学ぶことや父親同士の交流を目的として実施した。																		
保護者 グループワーク	保護者が子どもの特性や関わり方を学び、日々の養育に生かすための場として、また、保護者同士で楽しく交流を深める場として、保護者グループワークという名称で研修を実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th><th>保護者グループワークのテーマ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月 6日</td><td>就学後の福祉サービスの利用～セルフプランって何?～</td></tr> <tr> <td>9月13日</td><td>みはら園の生活で育つことばの力</td></tr> <tr> <td>10月4日・12日</td><td>座談会</td></tr> <tr> <td>11月10日 1月30日</td><td>給食試食会 ～みはら園の給食を知って、味わって、家庭で作ってみよう～</td></tr> <tr> <td>12月 5日</td><td>こどもの行動を理解するために ～こどもの困難さ、辛さを理解しよう～</td></tr> <tr> <td>12月12日</td><td>福祉サービスについて</td></tr> <tr> <td>1月25日</td><td>特別支援学校の生活について</td></tr> <tr> <td>2月 7日</td><td>就学について</td></tr> </tbody> </table> ★各クラスのファミリーデー 体験講座 ～知りたい! 子どもの気持ち～	実施日	保護者グループワークのテーマ	7月 6日	就学後の福祉サービスの利用～セルフプランって何?～	9月13日	みはら園の生活で育つことばの力	10月4日・12日	座談会	11月10日 1月30日	給食試食会 ～みはら園の給食を知って、味わって、家庭で作ってみよう～	12月 5日	こどもの行動を理解するために ～こどもの困難さ、辛さを理解しよう～	12月12日	福祉サービスについて	1月25日	特別支援学校の生活について	2月 7日	就学について
実施日	保護者グループワークのテーマ																		
7月 6日	就学後の福祉サービスの利用～セルフプランって何?～																		
9月13日	みはら園の生活で育つことばの力																		
10月4日・12日	座談会																		
11月10日 1月30日	給食試食会 ～みはら園の給食を知って、味わって、家庭で作ってみよう～																		
12月 5日	こどもの行動を理解するために ～こどもの困難さ、辛さを理解しよう～																		
12月12日	福祉サービスについて																		
1月25日	特別支援学校の生活について																		
2月 7日	就学について																		

② サポート保育

みはら園児の家族（家庭）支援や保護者の就労支援等を目的に、通常の保育時間前後にサポート保育を行った。また夏・冬・春の各休み期間中に一部の日を除き、保育（基本的な時間は8時30分～17時）を実施した。

今年度の実績は、延べ人数で3,752人（昨年度は3,385人）、実施日数は227日（昨年度は230日）であった。申請理由は「仕事のため」が最も多く3527人だった。また、「その他」の77人は保護者のレスパイト目的がほとんどであった。

サポート保育の回数と内訳

項 目		春休み 年度頭 年度末	4月～9月	夏休み	10月～3月	冬休み	合 計
保育前(人)			723		651		1374
保育後(人)			1172		1149		2321
合計(人)		22	1895	28	1800	7	3752
理 由 別 人 数 (人)	仕事	17	1777	27	1700	6	3527
	兄弟行事	2	22		20		44
	家族通院		48	1	44		93
	冠婚葬祭				1		1
	その他	3	48		25	1	77

③ 要支援家庭への対応

- A) 日常生活支援（清潔の保持、健康管理、持ち物の用意など）
- B) 家庭を訪問しての面談の実施
- C) 緊急時の公用車による自宅への送迎
- D) 関係機関との連携（児童相談所、医療機関、学校、保育園、幼稚園、こども家庭課、障害福祉課、地域保健課等との会議、情報交換、引継ぎ等）・・・7家庭、のべ9回

（6） 併行通園

何らかの発達上のつまずきや偏りのある子どもが、地域で生活していくために、みはら園が専門的な知識や経験に基づいて子どもや主に通う園への支援していくことを目的とし、こども園・幼稚園・保育園に通いながら週のうち1日～3日みはら園に通園し、大きな集団では獲得しにくい身近自立の支援や、集団参加の力を育て安定して園生活を送れるように保育を行った。保護者には面談や学習会の案内就学にむけての支援も実施した。また利用児が在籍している保育園を訪問し、支援の内容や方法などについて情報交換を行なう。今年度の利用はなかった。小グループでの併行通園の利用はなかった。

(7) 給食

① 給食・食事支援

- A) 健康な体づくりのため、幼児期に必要な栄養基準で、給食を楽しみにできるような献立作成を行った。
- B) 食行動におけるこだわりや偏食に対応した食に関わる支援を行った。
- C) 摂食嚥下障害に対応した食事形態と個々に応じた自助具に関する支援を行った。
- D) 食物アレルギーの発症予防や安全な給食提供のため、調理手配表の作成や日々の衛生管理の徹底に努めた。
- E) 定期的に発育曲線で栄養状態を確認し、全体及び個別の支援を行った。

② 給食の提供

- A) 感染予防に配慮し、普通食と特別食の完全給食を実施した。
- B) 園で提供する食事形態を「普通食、移行食、やわらか食、マッシュ食、ペースト食」の5段階に分類し、個々の摂食嚥下機能に合わせた形態で給食を提供した。
- C) 偏食対応として献立変更と調理の工夫を行い、盛り付けの配慮、主食の変更等を行った。
- D) 食物アレルギー対応個人別食事連絡票による確認を行い、関係職員全員で誤食防止に努めた。
- F) 普通食、やわらか食、食物アレルギー食それぞれの献立たよりを発行した。

③ 食育事業

- A) 食育事業の一環として、花壇に茎ブロッコリーを植え、園児が収穫し、給食で試食した。
- B) 給食への理解を深め、食生活に活用できる栄養情報を発信するため、4クラスの保護者を対象に給食試食会を2回実施した。
- C) 給食の食材等を活用し、クラス毎に食育クッキングを83回実施した。

④ 実施状況

A) 給食提供推移(園児)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供日数(日)	217	193	220	219	219
給食提供数(食)	10,494	9,381	9,283	8,868	9,436
平均(食/日)	48	49	42	41	43

B) 特別食の対応

(単位:食)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペースト・マッシュ食	2	1	2	1	2→1
やわらか食	7→6	3	3→2	4	4→2
移行食		5→3	3→5	1→2	1→3
アレルギー食	2	6→4	3→5	1→2	2

C) 相談件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
栄養相談(周知)	25件	12件	23件	27件	31件

(8) 年間行事

※新型コロナウイルス感染予防を配慮して例年とは異なった方法で実施

月	行 事 名	定例の行事・会議等
4 月	入園式 ※保護者は新入園児のみ参加	定例行事 避難訓練（毎月 1 回）
6 月	家族参観日 午後、保護者作業を予定していたが、雨天のため中止。昼食後降園とした。	諸会議 職員会議（毎月 1 回・随時） 指導係会議（毎月 1 回・随時） クラス全体会議（毎月 1 回・随時） クラスカンファレンス（毎週 1 回・随時） クラスリーダー会議（毎月 1 回・随時） サービス担当者会議（随時） 職員研修（毎月 1 回） 関係スタッフ会議（随時） 合同運営会議（毎月 1 回） ケース会議（随時） 給食会議（毎月 1 回） 保健会議（毎月 1 回）
8 月	夏休み（11 日～21 日）	
9 月	総合防災訓練 バス遠足	
10 月	こどもうんどうかい ※保護者は園児 1 名につき 2 名に制限	
11 月	こどもまつり ※午前・午後の 2 部制にして保護者は園児 1 名につき 2 名に制限し、飲食は無しとした	健康管理 内科検診（年 2 回） 眼科・耳鼻科・歯科検診（年 1 回） 尿検査（年 1 回） 身体測定（月 1 回） ブラッシング教室（年長児・年 1 回）
12 月	冬休み（27 日～1 月 8 日）	
2 月	家族参観日 午後父親グループワーク 「福祉サービスについて」	
3 月	卒園式 ※卒園児のみの出席で保護者は園児 1 名につき 2 名に制限 春休み（27 日～4 月 7 日）	

※行事に参加する保護者・児に対して当日朝の検温をお願いした

(9) 苦情解決制度

苦情解決のために第三者委員 2 名を委嘱し、園では指導主任が苦情受付担当者となり対応した。令和 5 年度の苦情件数は 0 件だった。

なお、新入園児の保護者には、入園説明会の場で文書を配布し制度について説明を行った。

(10) サービス評価

8 月に事業所内サービス自己評価、9 月に保護者からのサービス評価を実施し、その結果に基づいて業務の改善や新規のとりくみを実施した。また、その結果や対応について保護者におたよりを配布及び園内掲示すると共に、サービス自己評価の結果については富士市のホームページ上で公表もしている。

(11) 保護者会活動

保護者の活動として、会長 1 名、副会長 2 名、会計 1 名、育成会 3 名、各クラスから理事(連絡係) 1 名（7 クラス計 7 名）を選出し、会を運営した。園行事への協力、機関誌「さんりんしゃ」の発行、「富士市手をつなぐ育成会」への参加等の活動を行った。会の運営について園からも協力し、職員が実務支援を行った。

月	活 動 内 容
5 月	保護者総会（年間活動計画(案)及び予算(案)審議）感染予防対策のため書面議決
7 月	先輩保護者体験談（育成会）
8 月	サポートファイル研修会 年長児保護者対象（育成会）
10 月	こどもうんどうかい参加賞提供
12 月	クリスマスプレゼント提供
2 月	保護者新年度役員選出 サポートファイル研修会 年中児保護者対象（育成会）
3 月	機関誌「さんりんしゃ」発行

*役員会は9月～2月まで毎月実施、3月に役員の引き継ぎを行った。

3 地域支援状況(地域の幼稚園・保育園等との交流・連携)

児童発達支援センターの機能強化のため、専任のソーシャルワーカーを1名配置し、地域社会への参加・包括の促進と円滑な連携を図った。また、連絡会への参加や保育園職員の体験研修を実施した。

(1) 親子参加保育

保護者の付き添いのもとに、週1回、朝の1時間程度、公私立保育園・公立こども園・公私立幼稚園の自由遊びを中心に園児の交流の場を設けた。実施園については、保護者の希望により調整をした。本年度は6組の親子が6園で参加した。クラス担任が参加保育の様子を各園に訪問し、観察した。

(2) 公立保育園 特別支援保育連絡会

公立保育園園長及び市保育幼稚園課と年4回連絡会を行い、障害児保育についての意見交換をした。

(3) 公立保育園交流保育

交流対象園を広見保育園のみとし、保育園年長児がみはら園に遊びに来るという形で8月と10月(予備日12月)に計画した。保育園児との交流を通して互いに意識し合い、遊びの中で楽しみながら成長しあうようクラス内での保育とした。実施にあたっては、担当職員同士で事前打合せを行うとともに、みはら園職員が保育園に出向き、年長児にみはら園の様子について説明し、交流保育への期待をもてるように計画した。8月は感染症罹患児がいたため中止とし、10月と予備日の12月に実施した。

(4) 公立保育園保育士体験研修

みはら園のクラス療育を体験し、障害に関する理解を深め日々の実践に役立ててもらうため公立保育園の保育士の体験研修を実施した。

対 象	人数	研修日数
富士市立保育園保育士（主に加配担当）	7	7月～8月の2日間

(5) 一般園移行児、就学児へのフォロー

就学や転園にあたって、子どもが学校や園での生活をスムーズにスタートできるように引継ぎを実施した。

内 容		実施回数	対象人数
園移行児フォロー	引継ぎ	2	2
就学児フォロー	引継ぎ	16	20

4 保育所等訪問支援運営状況

何らかの発達上のつまずきや偏りのある子どもが地域で生活していくために、専門的な知識や経験に基づいて子どもが通う園への支援をしていくことを目的に、児童発達支援センター専任のソーシャルワーカーが保育所等訪問支援事業を実施した。訪問後には園へのフィードバックや保護者との面談を実施した。

内容	実施回数	対象人数
保育所等訪問	64	7
訪問後保護者面談	50	7

5 居宅訪問型児童発達支援運営状況

外出が困難な医療的ケアを要する在宅の重症心身障害児を対象に、保育士が居宅を訪問し発達支援を行う計画であったが、今年度は利用希望児がいなかった。

内容	実施回数	対象人数
居宅訪問型児童発達支援	0	0

6 地域支援

児童発達支援センター専任の保育士等が、発達が気になる子のいるクラスの保育の工夫や集団の中での手立てや支援方法を一緒に検討するために、園訪問を実施したり、支援会議等に参加した。

内容	実施回数	対象園数
園訪問	41	15
支援会議等	5	3

7 感染症対策

今年度は5月に新型コロナウイルス感染症が5類になったものの、感染状況をみながら、必要に応じて下記のように様々な感染予防対策を実施した上で運営にあたった。

・感染症対策委員会の開催（年間3回）

所長を委員長、保健師や各部の責任者を構成員とし、周囲の感染状況や対応を確認し、センター全体のとりくみやみはら園の行事や療育を継続するための対応について協議した。

・感染予防に配慮した保育

できる限り三密を避け、体調不良時の利用自粛の要請、手指や保育環境・教材の消毒の徹底、常時換気の実行、配慮した給食提供、配慮した行事の実施、職員の健康管理等を実施した。

第2節 発達相談室からあ 活動状況

1 運営目標

- (1) 市内に在住する就学前の乳幼児を対象（一部学齢児含む）に、子どもの発達に関する様々な相談に応じ、発達支援につなげる。
- (2) 医療、保健、福祉、教育等の関係機関と綿密な連携を図りながら、発達支援をすすめる。
- (3) 関係機関職員や家族に対する研修会を実施し、発達特性を持つ子どもに対する理解を深める。

2 事業内容

発達に課題のある就学前の乳幼児を対象（一部学齢児含む）に、下記の事業を行っている。

(1) 相談・面接

面接や発達検査等を通じ、子どもの状況を把握しながら、保護者から寄せられる発達上の様々な相談に応じている。医療機関や関係機関の紹介、就園や就学に関しての情報提供や助言も行っている。

やむを得ない事情で、平日に来所が困難な相談者に対しては土曜日に、また、家庭の事情で子ども発達センターへの来所が困難な相談者に対しては、フィランセやまちづくりセンターや子どもの所属する幼稚園・保育園など、利用者のより身近な場所にスタッフが出向き、相談業務を行ったり、家庭へ出向いて相談したりする数が増えている。

令和5年度実績	土曜相談：	開所日数	3日	利用者数	延べ	3人
	出張相談：	実施回数	12回	利用者数	延べ	12人
	家庭訪問：	実施回数	13回	利用者数	延べ	13人

(2) 個別支援

子どもの発達状況に応じ、各スタッフによる個別支援を行っている。

(3) 親子教室（グループ活動）

子どもの年齢や発達状況に応じ、いくつかのグループを編成し、保育士に加え、複数のスタッフが入り込む形で、親子教室（グループ活動）を行っている。親子遊びを中心に、子どもの発達を促すとともに、保護者が子どもとの関わり方を学ぶ場として位置づけている。

(4) 園訪問

市内の幼稚園・保育園などをスタッフが訪問し、集団の中での子どもの様子を見る中で、教諭・保育士に助言を行うとともに、情報の共有化を図っている。

(5) 保護者支援

育てにくい子どもをもつ保護者の不安や孤立感の軽減のため、保護者グループ活動の実施、就学に向けての勉強会、先輩保護者体験談を開催している。

(6) みはら園との連携

みはら園児に対して、必要に応じ、個別支援・訓練を行っている。

各スタッフがみはら園のクラスに入り込み、みはら園保育士・指導員とともに、園児の支援を行っている。

(7) 関係機関との連携

幼稚園、保育園、こども園、医療機関、教育委員会、地域保健課、保育幼稚園課、こども家庭課、障害福祉課、児童発達支援事業所、相談支援事業所等の関係機関と連携を取り、情報の共有

化を図り、子どもや家族の支援を行っている。

就学に向けては、保護者に対し、就学勉強会等の機会を設けるとともに、必要な情報提供や助言を行っている。また保護者の同意を得て、スタッフが小学校に出向き、教員への情報の引継ぎも行っている。

(8) 医療相談

専門医を招き、子どもの診察を依頼するとともに、スタッフとの情報交換の場としている。
整形外科医（田邊医師）

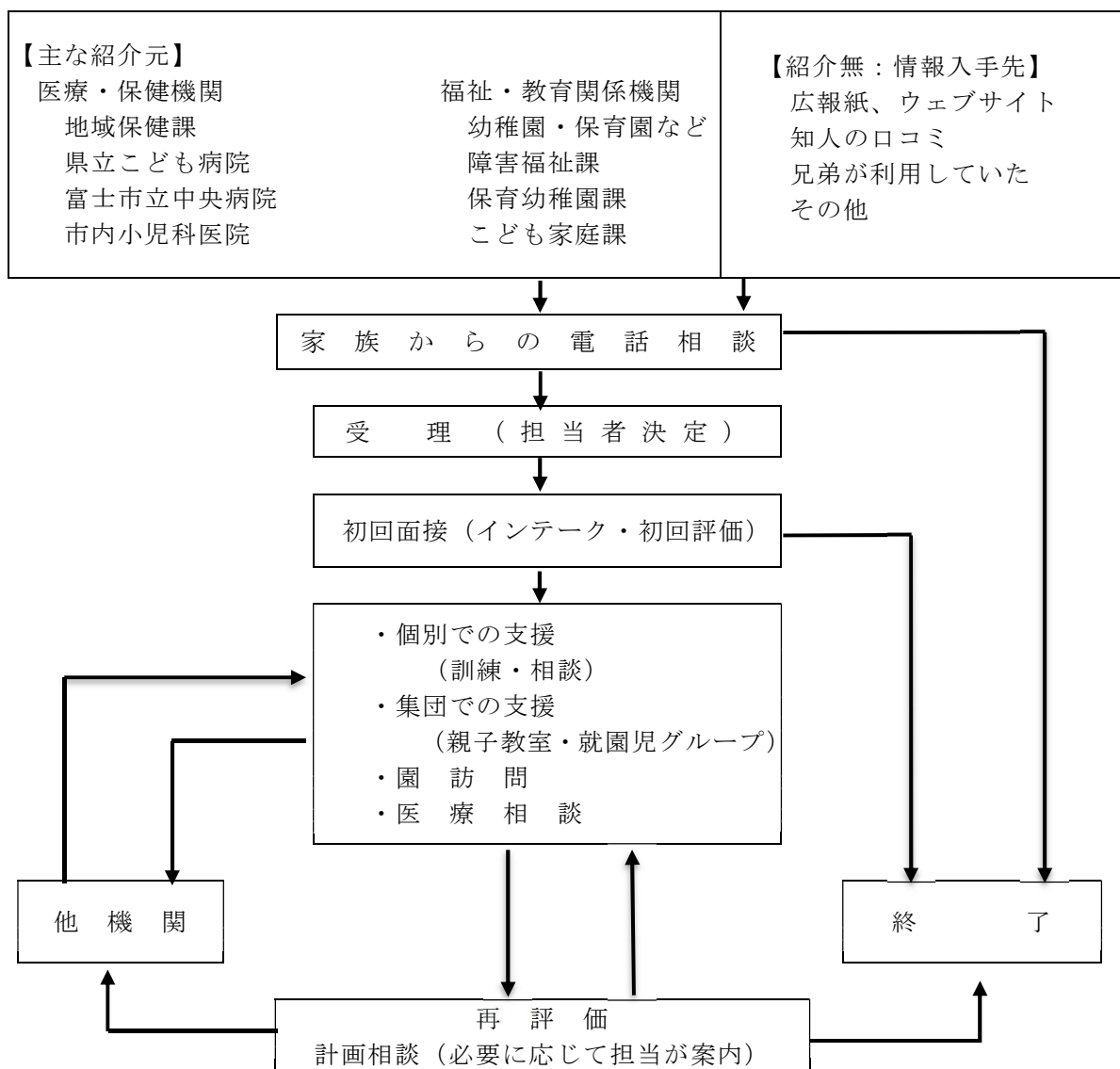
(9) 相談支援事業

児童福祉法の改正に伴って、平成24年11月、相談支援事業所を開設した。

管理者1名・相談支援専門員2名はセンター職員が兼任している。

- ① 目的 障害児支援利用計画を作成し、計画に基づき適切な福祉サービス利用につなげる。
- ② 対象 障害福祉サービスの利用を希望する障害児及びその保護者

3 受付から支援までの流れ

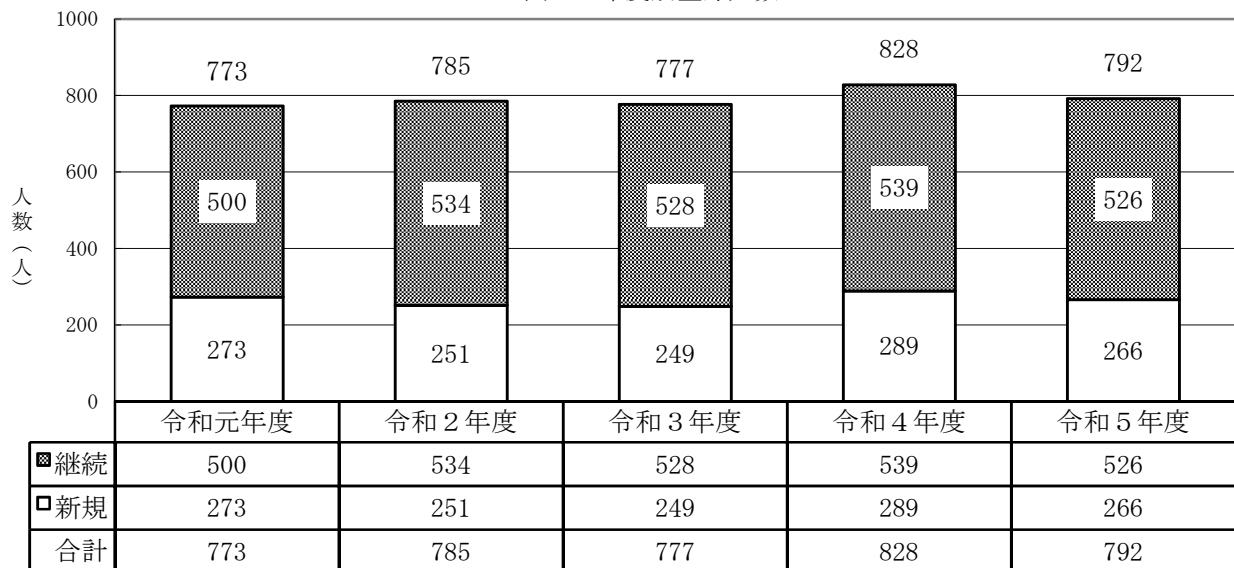


4 統計資料

(1) 年度別登録人数 (図1)

令和5年度の登録人数は、792人で、新規相談者は266人であった。

図1 年度別登録人数



(2) 令和5年度統計

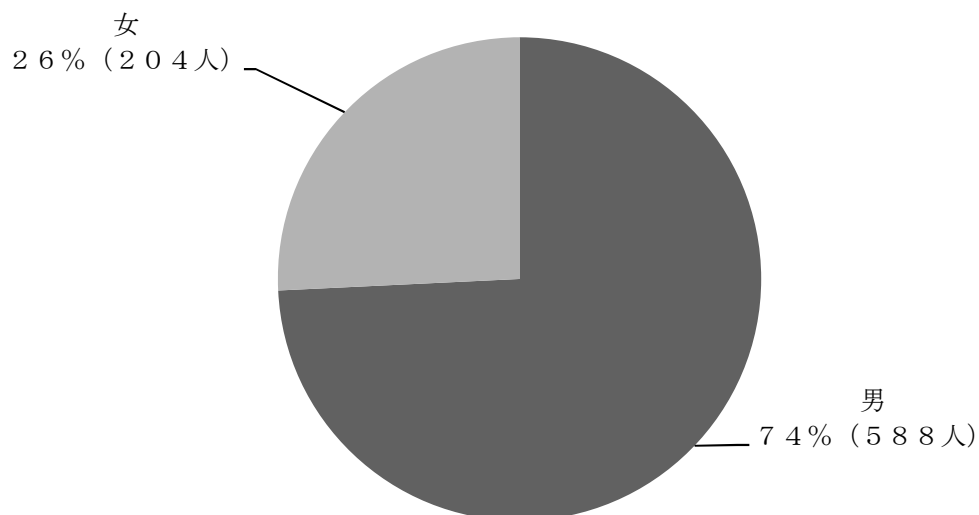
① 総合統計

A) 性別内訳 (図2)

登録者の男女比率は、昨年度同様、男74%、女26%である。

継続相談は、男405人、女121人、新規相談は男183人、女83人であった。

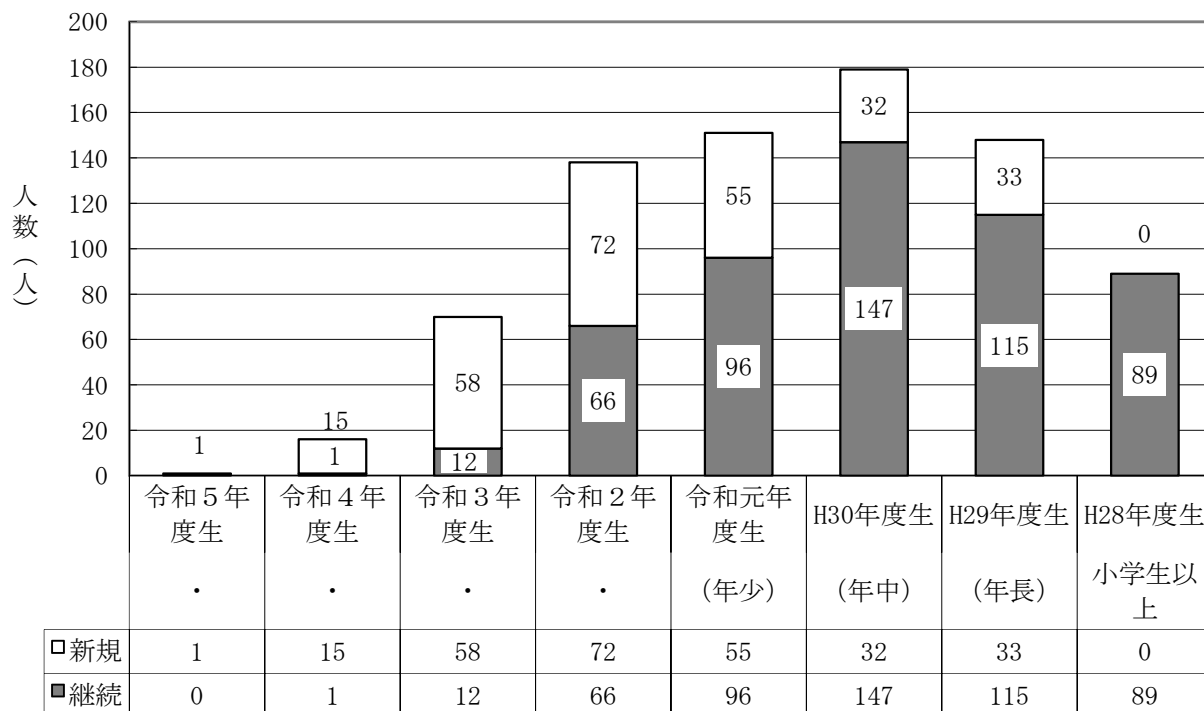
図2 性別内訳



B) 年齢別分類 (図3)

新規相談は、1歳半健診や3歳児健診で紹介を受けて1～3才で相談に至るケース（令和2年生まれ・令和3年生まれ）が多かった。

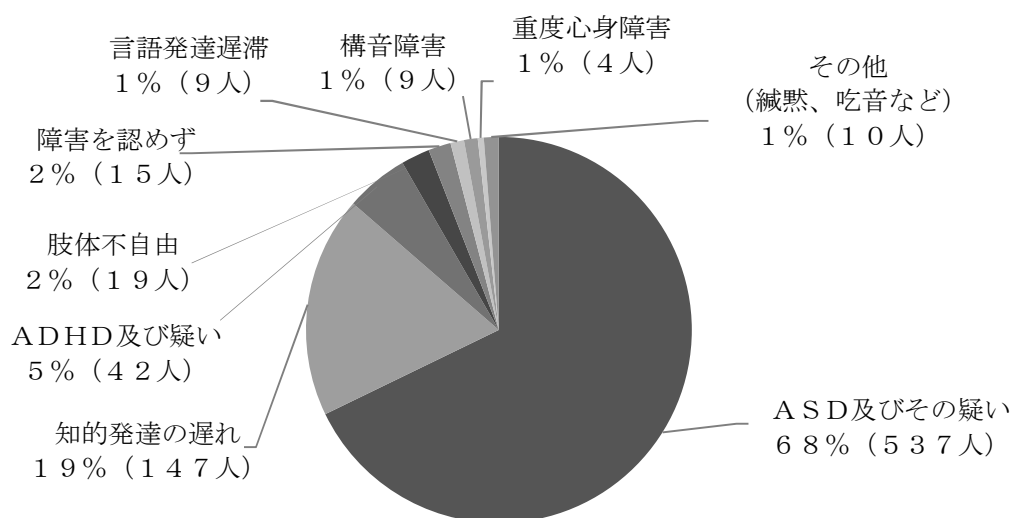
図3 年齢別分類



C) 障害別分類 (図4)

「ASD及び疑い」の割合は、今年度68%であった。平成22年度から「ASD及び疑い」の人数が、登録人数の半分以上を占めている。

図4 障害別分類

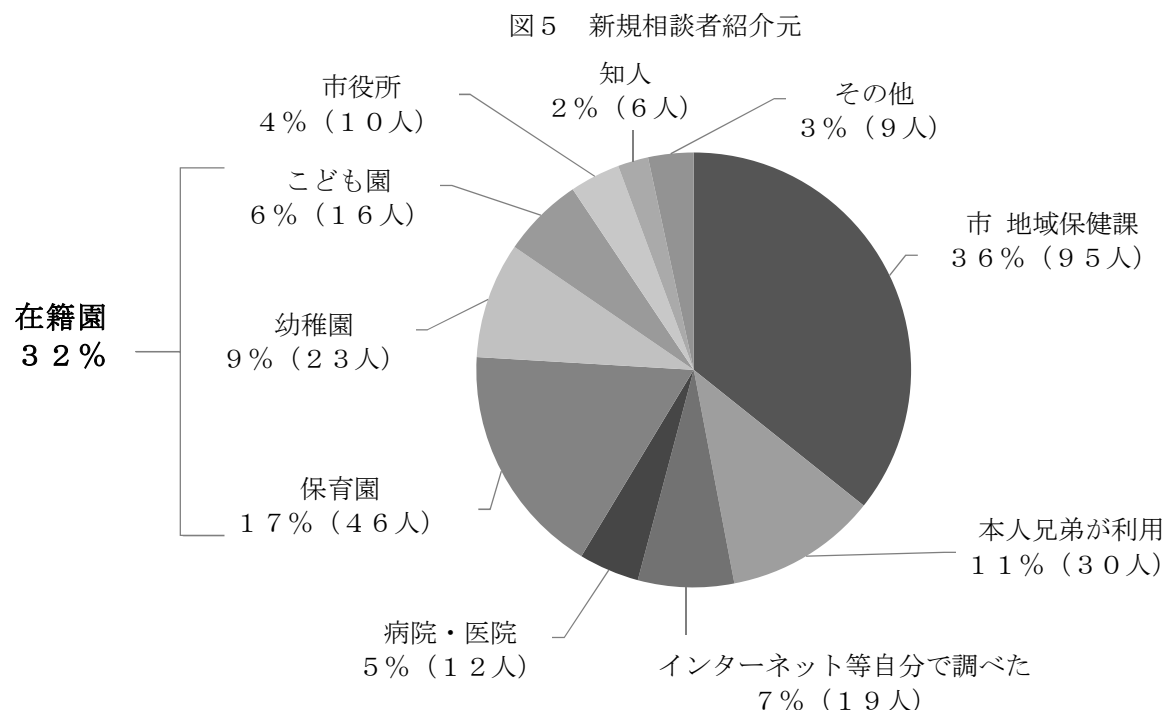


* 「ASD及び疑い」は、広汎性発達障害・自閉症スペクトラム等を含む

② 新規相談者統計

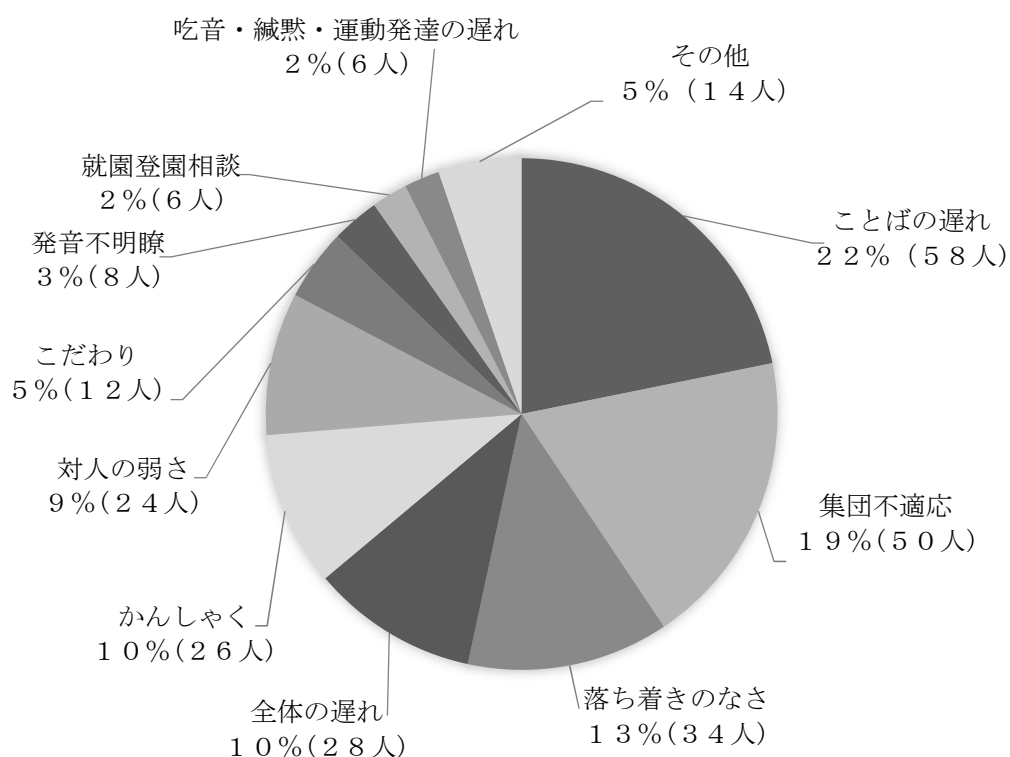
A) 紹介元 (図5)

令和5年度の新規相談者は、266人（男183人、女83人）であった。市の地域保健課から紹介されて相談に至るケースが最も多いが、在籍園から紹介されて相談に至るケースや、保護者がインターネットで調べて相談に至るケースも増えている。



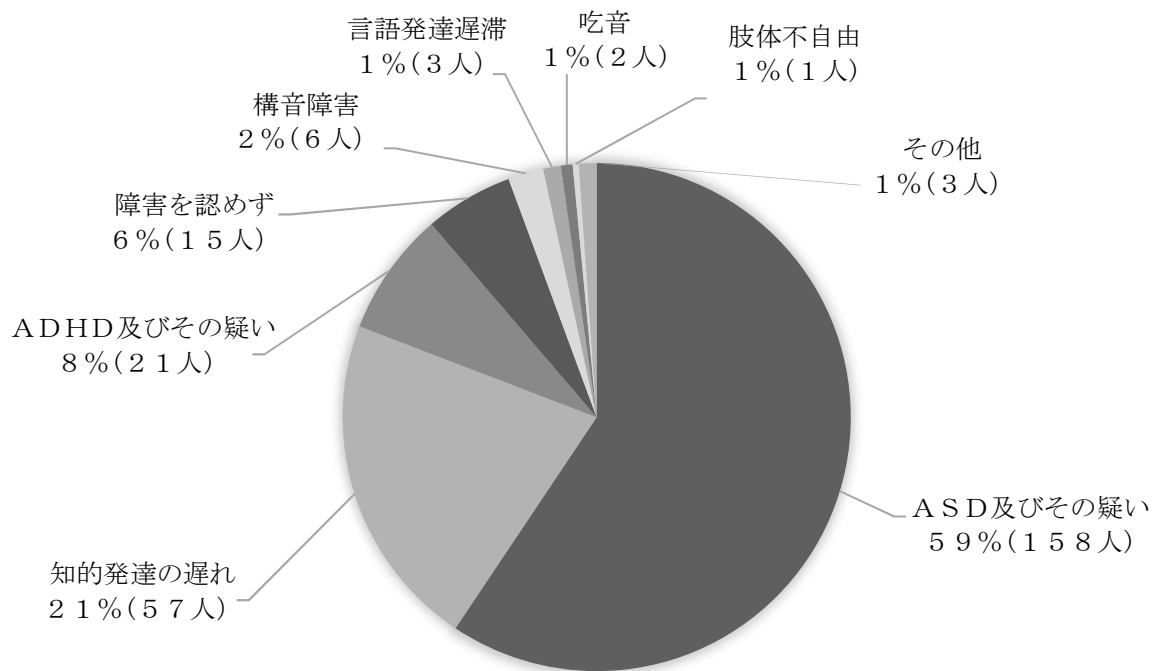
B) 相談内容 (図6)

図6 新規相談者相談内容



C) 障害分類 (図 7)

図 7 障害別分類



5 事業実績

(1) 各スタッフの個別実績

① 心理判定員

令和5年度は、心理判定員2名で、265名に対して延べ1,293件の相談・支援を実施した。実施件数の内訳は表1の通りである。また、その症状別分類は、表2に示した。

アセスメント（評価）に基づく発達相談、グループでの集団支援を行った。

例えば「かんしゃくを起こしやすい」という情緒面の相談の背景に、子どもの発達の偏りやこだわりがあることも多く、かんしゃくを助長しないためのコツを伝えながら家庭でできることを一緒に考えるようにしている。また、「園生活で適応行動がとれない」という相談については、園での姿を見た上で、保育者や保護者と子どもが上手く過ごせるための手立てを話し合っている。

また、主に年長の保護者を対象にして就学の勉強会や先輩保護者の体験談を聞く会を企画することで、学校生活のイメージを持ってもらい就学に向けての不安が軽減できるような機会を設けた。

相談支援事業所で療育を開始するケースも増え始め、事業所を訪問し情報交換をしながら発達相談を継続している。

表1. 実施件数

(単位：件)

内 容	外 来	み は ら 園	計
個 別 支 援	4 8 9	9	4 9 8
集 団 支 援	1 3 5	1 4	1 4 9
園・事業所訪問	1 8 4	0	1 8 4
医療相談同席	0	0	0
教材・紹介状等作成	1 4 2	2	1 4 4
電話相談・受付	1 6	0	1 6
家 庭 訪 問	3	0	3
ケースカンファレンス	3 1 2	7	3 1 9
グループカンファレンス	8 0	0	8 0
合 計	1, 2 6 1	3 2	1, 2 9 3

表2. 診断又は症状による分類

(単位：人)

項 目		発達（知能） 検査のみ	グループ 指導	個別指導	合 計
A S D 及び疑い	知的発達の遅れ を伴わない	1	1 8	1 3 3	1 5 2
	知的発達の遅れ を伴う	9	1 3	5 7	7 9
A D H D 及び疑い		0	2	1	3
肢体不自由		0	0	0	0
その他の知的発達の遅れ		0	2	2 6	2 8
上記に分類できず		0	0	3	3
合 計		1 0	3 5	2 2 0	1 6 5

② 言語聴覚士（ST）

令和5年度は、言語聴覚士1名が定年退職し、7月より新規職員を迎え、言語聴覚士2名により業務を実施した。相談・支援は、156名に対し、延べ869件実施した。

実施件数の内訳は表1の通りである。なお、診断または症状による分類は、表2に示した。

関連機関との連携業務として、市内のことばの相談・指導に携わる各機関との情報交換のため、「言語相談・指導機関連絡会」を開催した。啓蒙活動として作業療法士・心理士とともに基礎研修をオンデマンド配信で実施した。例年実施している公立幼稚園ことばの教室言語指導担当教諭を対象とした事例検討会での助言を行った。

また、みはら園では保護者を対象に、みはら園の生活で育つことばの力について、研修を実施した。必要に応じて、言語評価や摂食評価・指導を実施した。

次年度への継続児は、79名である。保護者の相談内容が多様になっているので、子どもの発達特性を見極めて、他職種・他機関と連携したフォローを実施していきたい。

表1. 実施件数

(単位：件)

内 容	外 来		みはら園	計
	未就学児	就 学 児		
個 別 支 援	4 4 3	0	3 6	4 7 9
集 団 支 援	1 1 6	0	0	1 1 6
園 訪 問	9 0	0	0	9 0
医 療 相 談	0	0	0	0
情報提供書・報告書作成	2 3	0	0	2 3
電 話 相 談 ・ 受 付	7 4	0	0	7 4
通 院 同 行	0	0	0	0
ケースカンファレンス	1 4	1 4	1 3	4 1
グループカンファレンス	4 6	0	0	4 6
合 計	8 0 6	1 4	4 9	8 6 9

表2. 診断または症状による分類

(単位：人)

内 容	外 来		みはら園	計
	未就学児	就学児		
知 的 発 達 の 遅 れ	1 7	2	0	1 9
A S D 及 び 疑 い	9 0	1 1	8	1 0 9
言 語 発 達 遅 滞	6	0	0	6
機 能 性 構 音 障 害	8	1	0	8
吃 音	3	0	0	3
摂食障害（重複障害を含む）	0	0	4	4
A D H D 及 び 疑 い	1	0	0	1
脳性麻痺・重度心身障害	1	0	1	1
障 害 を 認 め ず	3	0	0	3
難 聴	2	0	0	2
合 計	1 3 1	1 3	1 2	1 5 6

③ 理学療法士（PT）

令和5年度は、理学療法士1名で、79名に対し924件の相談・指導等を実施した。

実施件数の内訳は表1、診断または症状による分類は表2に示した。

個別指導は、肢体不自由児や知的な遅れのある子ども、ASD及びその疑いのある子どもで運動発達の遅れを伴う子どもに対し実施した。子どもの発達や障害状況、保護者の不安感の強さ等を考慮して頻度を決め、子どもへの直接指導と併せて、保護者に日常生活上の関わり方・介助方法などを伝えた。親子教室での集団指導は、親子で活動し、子どもの興味や経験を広げて、認知面や運動面の発達に繋がるよう支援した。保育園や児発事業所等に所属している子どもについては、訪問の他、電話相談などで情報交換を行い、子どもが所属先で安心して過ごせるよう援助した。就学児は、新たな支援先への移行期間に、保護者に相談事が生じた時に、相談・助言等を実施した。

この他、みはら園保育への支援（クラスへの入り込み、担任や他専門職とのケース会議など）や、市関係課、病院等の関係機関とも連携した。

表1. 実施件数

(単位：件)

内 容	外 来		みはら園	計
	未 就 児	就 学 児		
個 別 支 援	5 5 3	3	3 8	5 9 4
集 団 支 援	6 3	0	9	7 2
園 訪 問 等	1 2 7	0	0	1 2 7
医 療 相 談	2 5	0	4	2 9
補 装 具 相 談	8	0	4	1 2
紹 介 状 ・ 報 告 書	3	0	0	3
電 話 相 談 ・ 受 付	2 0	0	0	2 0
家 庭 訪 問	0	0	0	0
ケ ー ス カ ン フ ェ レ ン ス	2 7	0	1 5	4 2
グ ル ー プ カ ン フ ェ レ ン ス	2 5	0	0	2 5
合 計	8 5 4	3	7 0	9 2 4

表2. 診断または症状による分類

(単位：人)

内 容	外 来		みはら園	計
	未 就 児	就 学 児		
脳 性 麻 痺	1 1	2	2	1 5
知 的 ・ 運 動 発 達 の 遅 れ	1 7	0	0	1 7
遺 伝 ・ 染 色 体 異 常	1 5	1	1	1 7
A S D 及 び 疑 い	2 6	0	0	2 6
神 経 ・ 筋 疾 患	1	0	1	2
骨 系 統 疾 患	1	0	0	1
そ の 他	1	0	0	1
合 計	7 2	3	4	7 9

④ 作業療法士（OT）

令和5年度は、作業療法士2名体制となり、153名に対し1,605件の相談・支援を実施した。

実施件数の内訳は表1の通りである。また、その症状別分類は、表2に示した。

個別相談では、アセスメントに基づき、保護者と一緒に発達の特徴や生活の中での関わり方について考えた。また、グループの企画・運営に関わり、集団支援を行った。

幼稚園・保育園などに在籍しており行動上の問題を主訴とする子どもは、積極的に園に出向き保育者との情報交換をする中で園での過ごし方について相談し、保護者とも情報共有をした。他に、市関係課や関係機関と情報共有し連携している。

今年度も、心理判定員・言語聴覚士とともに保育者向けの基礎研修を行った。みはら園保育者を対象に、こどもの行動について理解を深める研修と座談会を実施した。

表1．実施件数

(単位：件)

内 容	外 来	み は ら 園	計
個 別 支 援	6 2 0	1 0	6 3 0
集 団 支 援	1 6 2	1 5	1 7 7
園 訪 問	2 2 3	0	2 2 3
医 療 相 談 同 席	0	0	0
教 材 作 成	1 3 9	0	1 3 9
電 話 相 談・受 付	4 4	0	4 4
家 庭 訪 問	7	0	7
通 院 同 席	0	0	0
ケ ー ス カ ン ファ レ ン ス	3 1 4	3	3 1 7
グ ル ー プ カ ン ファ レ ン ス	6 7	1	6 8
合 計	1, 5 7 6	2 9	1, 6 0 5

表2．診断または症状による分類

(単位：人)

内 容	外 来		み は ら 園	計
	未就学児	就学児		
脳 性 麻 痺 ※	2	0	1	3
A S D 及 び 疑 い	8 6	1 0	2	9 8
知 的 発 達 の 遅 れ	1 1	1	0	1 2
A D H D 及 び 疑 い	1 9	4	0	2 3
不 器 用	6	0	0	6
そ の 他 先 天 的 疾 患	2	1	0	3
緘 黙	1	0	0	1
過 敏	4	2	0	6
問 題 を 認 め ず	1	0	0	1
合 計	1 3 2	1 8	3	1 5 3

※脳原性の疾患も含む

⑤ 保健師

A) 外来業務

a 初回面接インテーク

インテーク数	2 6 6 件（内フィランセ 1 件、内まちづくりセンター 2 件）
--------	------------------------------------

初回面接に同席し、周産期状況および生育歴、病歴、日常生活習慣、家族背景などを聞き取り、ケース担当の初回評価に結びつけた。

b 親子教室

たんぽぽ・カンガルーグループに参加し、企画・運営に関わり、集団支援を行った。

c 個別保健指導

生活リズム、食生活、体調管理等の相談に対する保健指導を行った。

d 保健・医療機関等との連絡調整

地域保健課からの紹介ケースについては保護者了解のもと連絡、報告を行った。

また地域保健課との連携を強化する目的で、にこにこ教室に参加した。

受理前であらあにつながら見込みのケースに地域保健課保健師、こども家庭課保健師等の相談にのり、必要者には家庭訪問を行った。

外来ケースで幼児健診に同行し、健診介助や保健指導を以下のように行った。

1 歳 6 か月健診	6 回	6 名
3 歳児健診	2 5 回	4 9 名
にこにこ教室	6 回	
家庭訪問	3 件	3 名

B) 医療的ケア児コーディネーター

医療的ケア児のコーディネーターとして、医療的ケア児の相談、医療機関や訪問看護ステーションとの連携を行った。

家庭訪問	5 件（延べ）
退院時ケースカンファレンス	7 件（延べ）

C) みはら園業務

みはら園看護師とともに医療的ケア・救護・感染症対策等を実施した。

D) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、センター全体（みはら園・発達相談室）の感染症対策を実施した。また感染症等対策委員会を月に 1～2 回開催した。

表 1. 実施件数

（単位：件）

内 容		外 来	みはら園	計
個別指導	初回面接	2 6 6	0	2 6 6
	保健指導	3 0	1	3 1
集 団 支 援		3 4	7	4 1
通 院 同 行		0	1	1
助 言 指 導		3 9	1 6	5 5
電話相談・受付		6 3	2	6 5
園 訪 問		2	0	2
ケースカンファレンス		6	0	6
グループカンファレンス		2 4	0	2 4
合 計		4 6 4	2 7	4 9 1

⑥ 相談支援専門員

平成24年に、特定相談支援事業者、及び障害児相談支援事業者として指定を受け、相談支援専門員1名（保育士と兼務）を配置し、就学前の子どもの福祉サービス利用に関する障害児相談支援を行ってきた。令和3年度より、相談支援専門員専任1名、兼任1名、計2名を配置し、機能強化型Ⅳの特定相談支援事業者、及び障害児相談支援事業者として指定を受けた。

令和5年度の障害児相談支援は、A～C、表1の通りである。計画相談支援の他に、基本相談支援に関する面接も実施した。

児童発達支援事業所や福祉サービスの利用に関する相談、就学後の放課後等デイサービス事業に関する相談などが増えている。また、児童発達支援センターみはら園や他の児童発達支援事業所を利用している児で、併せて他の福祉サービスを利用・計画する児も増えている。福祉サービスの内訳は、日中一時支援事業は3件、居宅介護事業は2件、短期入所事業は4件、ライフサポート事業は3件であった。

A) 障害児支援・継続利用援助（利用計画の作成）

保護者から発達相談や基本相談を受けた他職種や他機関と連携し、サービス利用支援を行った。子どもの発達の経過や状況、家庭状況、本人・家族の願いを含めた障害児支援利用計画の作成を行い、個々に応じたサービス利用に関する支援・各事業所との調整を行った。

令和5年度は、障害児支援利用計画作成を315件実施した。

B) モニタリング実施

利用開始後、サービス内容や子ども及び家庭の状況に合わせて、1～6ヶ月に1回の頻度でモニタリングを実施した。子どものサービス利用状況を各事業所と確認した上で、保護者とサービス利用における状況や課題等を共有し、今後のサービス利用や目的、支援に関する相談を行った。

令和5年度は、モニタリングを351件実施した。

C) 計画作成前後の状況把握・調整の実施

令和5年度は、支援に関する相談や調整のため、サービス担当者会議を138件、サービス利用時の状況把握や意向の確認のためにサービス提供時モニタリングを351件、調整のために関係機関との会議や、事業所を訪問し事業所との打ち合わせ・ケース会議や家庭への訪問を554件実施した。また、支給決定前のサービス利用希望者との面談を58件、各事業所見学の同行や通院同行を4件行った。

表1. 実施件数

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児支援・継続 利用計画作成	71	78	105	158	315
モニタリング 実施	129	184	214	217	351
家庭訪問・関係 機関連携、会議 等支援合算	—	—	601	784	692
合計	200	262	920	1,159	1,358

⑦ 保育士

令和５年度は、保育士２名で、親子教室以外の取り組みを延べ３０７件実施した。実施件数の内訳は、表１の通りである。

みはら園での活動等は、在園児のサポート保育の業務が増え、その他に新入園児の慣らし保育期間の補助等を行った。

また、就園前及び就園後のグループの企画・運営と、いるか、くじらグループの補助も行った。それらの実績については、次ページに記載する。

表１． 実 施 件 数 (単位：件)

内 容	計
個別面接の同席	75
みはら園での活動等	154
グループ・カンファレンス	78
合 計	307

(２) 親子教室（グループ活動）の取り組み

①就園前グループ

平成２１年度からみはら園が母子通園を取りやめ、年少児からの全員単独通園の体制に移行した。これに対応し従来の療育教室のスタッフに加えて、みはら園を経験した保育士２名を配置し、療育教室の内容を充実させ、みはら園の母子通園の目標を盛り込んだ「親子教室」の運営を新たに開始した。平成３０年度から保育士１名を増員し、３名体制で運営にあたった。令和３年度からは保育士２名と専門職で運営にあたった。

A) 目的

乳児期は保護者と子どもがじっくりと向き合う場をもち、遊びや生活を通して基本的な関係をつくり、安定した環境の中で他者を受け入れ、社会で過ごす基盤を築く重要な時期である。

子どもに何らかの発達上のつまずきを認めたり、育児の困難さを感じたりしている保護者を、受け入れ支援することで、豊かな親子関係を築き、子どもの成長発達を促していく。また、就園を検討している家庭の相談を受け、アドバイスや調整を行う。

- a 生活リズムを整え、基本的生活習慣の確立を促す。
- b 各児の様子を掴み、必要な個別支援を行い、グループ活動の集団場面での安定した参加を支援する。
- c グループでの活動を通して、子どもの姿を受け入れるための保護者の心理的支援を行う。
- d 身辺面などの家庭生活における相談や具体的な対応の提案をし、保護者の育児の成功経験を増やしていけるように支援する。

B) 対象およびグループ

グループ名	対 象	年 齢	ス タ ッ フ	頻 度
た ん ぽ ぽ	肢体不自由・運動発達に遅れがある子ども	1 ～ 3 歳	保育士・理学療法士 保健師	月 2 回
カンガルー	発達に遅れがある、 対人面に弱さがある 子ども	1 ～ 2 歳	保育士・保健師 理学療法士	月 1 ～ 2 回
め だ か		2 ～ 3 歳	保育士・心理判定員 言語聴覚士・作業療法士	月 2 回

C) 実施状況

a 人数および実施回数

グループ名	人 数 (人)	回 数 (回)
た ん ぽ ぽ	5	1 6
カンガルー	2 4	3 9
め だ か	4 1	1 1 2
合 計	7 0	1 6 7

※グループを重複して利用した子ども 3名

b 次年度進路予定（年度末）

進路 グループ	親子教室 継続	親 子 教 室 継 続 以 外						計
		みはら園	保育園	幼稚園	認定 こども園	児童発達 支援事業所	その他 (転居等)	
た ん ぽ ぽ	2	3	0	0	0	0	0	5
カンガルー	1 1	3	4	4	1	0	1	2 4
め だ か	0	1 6	3	1 8	3	0	1	4 1
合 計	1 3	2 2	7	2 2	4	0	2	7 0

※グループを重複して利用した子ども 3名

②就園児グループ

幼稚園・保育園などに在籍している子どもに対し、その子の状況や課題に応じてグループを編成し、指導を行ってきた。

A) 目的

- a 遊びを通して子どもの発達を促し、二次的な障害を予防する。
- b 場面の切り換えや身辺処理の獲得の支援をする。
- c 保護者が子どもをとらえなおす機会を作る。
- d 保護者の仲間づくりを行う。

B) 対象およびグループ

グループ名	対 象	年 齢	ス タ ッ プ	頻 度
いるか	知的発達の遅れは少ないものの、園生活を送る上で、行動面の問題が見られる子ども	年中	心理判定員・作業療法士・保育士	月 1 回
くじら		年長	心理判定員・作業療法士・保育士	月 1 回
ことり	知的発達の遅れがあり、園生活を送る上で、行動面の問題が目立つ子ども	年少～年長	保育士・心理判定員・作業療法士 言語聴覚士	月 1 回

C) 実施状況

人数および実施回数

グループ名	人数（人）	回数（回）
いるか	4	6
くじら	1 1	2 2
ことり	2 1	3 0
合 計	3 6	5 8

(3) 園訪問

幼稚園や保育園などにスタッフが訪問し、集団の中での子どもの様子を把握するとともに、情報交換や助言等を行ってきた。また、気になる子どもが多くいる園では、集団づくりや環境の工夫の仕方などが課題にあがり、発達センター保育士も訪問し、意見交換をしてきた。

訪問園	訪問園数(園)	延べ訪問回数(回)	延べ訪問スタッフ数(人)
公立保育園	1 8	1 6 8	1 7 9
私立保育園	1 2	5 8	6 2
公立幼稚園	5	6 1	6 5
私立幼稚園	8	6 6	7 2
公立認定こども園	1	1 1	1 3
私立認定こども園	1 2	7 3	8 3
※小規模保育事業所等	1 2	2 1	2 5
市外	3	4	4
合 計	7 1	4 6 2	5 0 3

※小規模保育事業所等は、小規模保育事業所に加えて認可外保育施設、託児所、保育ママ等を含む。

(4) 児童発達支援事業所との連携

計画相談を作成する相談支援専門員をはじめとし、発達相談スタッフも、自分が担当する子どもについて、充実した支援が行えるよう、事業所に訪問し、指導見学やケース会議実施など、子どもの支援について連携・情報交換を行った。

	延べ訪問 事業所数	心理	S T	P T	O T	相談支援	延べ訪問 スタッフ数
合計	1 5 1	2 2	7	1 1	2 7	1 2 3	1 8 0

※相談支援専門員については、職種別実施件数と別に再掲

(5) 保護者グループ

① 保護者向け勉強会

A) 内容

主に年長児の保護者が、通常学級や特別支援学級での生活の様子について知り就学先を決めていく際の参考とできるよう、就学勉強会や先輩保護者の体験談を聞く会を開催している。

B) 実施状況

内 容	開催日時・時間	参加者数(人)
就学ミニ勉強会	5月9日 10:00～11:30	34
先輩保護者体験談	7月11日 10:00～11:30	20

② 療育相談会 (NPタイム)

A) 目 的 こども発達センターを利用している子どもの保護者が、こども家庭課や地域保健課で保護者支援を行っている心理士の運営する、保護者グループ活動に参加して、育児の意欲や自己肯定感を高める。

B) 日 時 年4回(4月・11月)

C) 講 師 望月 由妃子 心理士

D) 参加者数 延べ21人

(6) 虐待予防

受理するケースの中でも、決して好ましいとはいえない環境において養育されている子どもの数が増えている。そういったケースに関しては、虐待予防の観点からも、家庭状況をしっかりと把握し、より丁寧なフォローを続けていくことが必要になっている。

(7) 学齢児個別支援

こども発達センターは、乳幼児が主な対象であり、小学校入学後は、できるだけすみやかに次の支援機関につなげていくことを原則としている。しかしながら、子どもの状況や家庭状況等により、当センターにおいて継続した支援が必要と考えられるケースについては、小学校入学後も引き続き支援を行っている。

令和5年度学齢児継続支援ケース

(単位：人)

	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	心理判定員	合計
小学生	1	2	0	0	3

(8) 小学校入学にあたっての情報引継ぎ

小学校への入学にあたり、子どもが学校生活をスムーズにスタートできるよう、新入学児のうち、集団適応上の配慮が必要と判断し保護者からの希望があったケースについて、毎年４月にスタッフが各学校に出向き、子どもの特性や配慮してほしい点などを教員に伝えている。特別支援教育センターのスタッフも同席している。

令和５年度は、２４校８７人について、引継ぎを実施した。

(９) 医療相談（整形外科）

- ① 目 的 ○ 家族や職員が診断の説明と助言を受ける
 ○ 理学・作業療法や摂食指導、聴力検査の処方を受ける
 ○ 補装具等の助言を受ける
- ② 日 時 第３水曜午後 年間９回
- ③ 担当医師 田辺整形外科医院 田邊 登崇 医師
- ④ 相談者数 延べ３０人（外来２４人・みはら園６人）

(１０) 紹介状・情報提供書・報告書

医療機関等への送付：８４ケース

医療機関からの紹介：２０ケース

第3節 啓発事業

1 講演会

保育現場や教育現場などで、障害のある子ども達に関わっている職員を対象に、発達に関する理解を深め、日々の実践に役立ててもらうため、外部講師を招いての研修講座を開催した。

No.	月 日	講 座 内 容	講 師	会 場	参加者 (人)
1	2月10日	「感情コントロールが苦手な 子どもを理解しよう」	静岡県立吉原林間学園 園長 望月 美穂先生	消防庁舎7階 大会議室	97

2 講座ゼミ

市内の保育園・幼稚園・こども園・小規模保育所の保育士や教諭を対象に、発達に関する基本的な知識を身に付けてもらうことを目的に、こども発達センター職員が講師となり、講座ゼミを開催した。

No.	月 日	内 容	対 象	講 師	参加者(人)
1	5月～7月	気になる子のいるクラスの保育の工夫 (公立園対象) (訪問10回)	保育クラス主 担任の先生	発達相談室 山本 幸代 秋山 貴子 赤池 多恵	10
2	6月～10月	気になる子のいるクラスの保育の工夫 (公立園以外) (講座1回・2グループ) (訪問4回)	2歳以上を 担当する先生		21

3 基礎研修

平成22年度から、より多くの人達に「発達障害」の基本を学んでもらうことを目的として「公開講座ゼミ」を開催してきた。平成30年度より名称を「基礎研修」に変更した。令和3年度・4年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、Zoomによるオンライン研修会として開催した。令和5年度は、時間や場所の制約を受けずに研修に参加できるオンデマンド配信の形式で開催した。

No.	配信開始日	内 容	対 象	講 師	視聴回数
1	6月 4日	発達障害を理解する 基礎講座	保育園保育士 幼稚園教諭 保健師・行政 職等	こども発達センター 所長 磯部 享志 平野 初美・尾澤 瑞枝 渡邊 美津代 天間保育園 高橋 千恵	253

4 研修講師・助言者派遣

各機関からの依頼を受け、講師や助言者として職員を派遣した。

No.	月 日	内 容	対 象	場 所	講師・助言者
1	5月26日	加配担当保育士研修	公立保育園 加配担当保育士	ラ・ホール富士 教育プラザ	二村 伊公子
2	7月 3日 1月29日	ファミリーサポート センター会員研修会	ファミリーサポート センター会員	フィランセ 東館	渡邊 三恵
3	8月 4日	てんま保育園園内研修	てんま保育園職員	てんま保育園	二村 伊公子
4	8月25日	言語担当者 基礎研修会・事例研修会	言語聴覚士 ことばの教室担当者 園長 園務主任 クラス担任	田子浦幼稚園	平野 初美
5	2月 4日	福祉講演会	広見地区福祉推進会	広見まちづくり センター	二村 伊公子
6	2月22日	母子訪問従事者研修会	地域保健課保健師	フィランセ 東館	渡邊 恵
7	3月13日	医療的ケア児コーディネーター事業講師	こども家庭課職員	市役所	渡邊 恵

5 視察・見学の受け入れ状況

No.	月 日	視察・見学団体名	人数
1	5月18日	特別支援教育センター	1
2	6月27日	児童発達支援事業所 エミナ	3
3	7月10日	沼津市子育て支援課	3
4	2月21日	富士宮市障がい療育支援課	3

6 各種委員会等への出席状況

各機関からの依頼を受け、委員（メンバー）として、各種委員会等へ出席した。

No.	委 員 会 名	主 催 機 関	出 席 者
1	富士市就学支援委員会	学校教育課	磯部 享志 綿野 富美代
2	富士市発達支援委員会	学校教育課	渡邊 美津代
3	富士市特別支援教育連携協議会	学校教育課	尾澤 瑞枝
4	富士圏域自立支援協議会重心部会	県障害福祉課	赤池 多恵 秋山 貴子 渡邊 恵
5	富士圏域自立支援協議会こども支援連絡会	障害福祉課	山本 幸代
6	富士市障害者差別解消支援地域協議会	障害福祉課	綿野 富美代
7	富士市障害者自立支援協議会代表者会	障害福祉課	綿野 富美代
8	医療的ケア児等支援検討会議	障害福祉課	渡邊 三恵 渡邊 恵
9	富士圏域障害児施設栄養管理連絡会	富士圏域関係機関	渡邊 里佳
10	富士圏域発達障害情報交換会議	富士圏域関係病院	石川 幸 川口 尚子
11	言語相談・指導機関連絡会	市内関係機関	石川 樹里 平野 初美
12	富士市障害者自立支援協議会こども部会	障害福祉課	渡邊 三恵
13	富士市食育推進連絡会	地域保健課	磯部 享志
14	富士市食育推進連絡会担当者部会	地域保健課	渡邊 里佳

第4節 研 修

職員の資質と技術向上を図るため、研修会・講習会等へ積極的に参加した。

No.	研 修 名	主 催	月 日	場 所
1	予防接種講演会	静岡県予防接種センター (静岡県立こども病院)	6月20日 11月16日	Web 講演会
2	相談支援従事者初任者研修 2日間課程	静岡県健康福祉部 障害者支援局障害政策課	6月中旬～ 7月上旬	オンデ マンド
3	相談支援従事者初任者研修 7日間課程	静岡県健康福祉部 障害者支援局障害政策課	6月中旬～ 7月上旬 7/19・20.9/6.11/8・9	オンデ マンド 静岡
4	静岡県知的障害者福祉協会 職員研修所講座 発達障害の理解	静岡県知的障害者福祉協会	6月22日 7月27日	静岡
5	てんかん専門職セミナー (小児)	独立行政法人国立病院機構 静岡てんかん・神経医療センタ ー	8月24日	静岡
6	相談支援従事者現任研修	静岡県健康福祉部 障害者支援局障害政策課	7月19日・20日 9月 6日 11月 8日・ 9日	Zoom オンデ マンド
7	相談支援従事者現任研修	静岡県健康福祉部 障害者支援局障害政策課	9月15日・16日 10月28日・31日 12月25日	Zoom オンデ マンド
8	静岡県サービス管理責任者 基礎研修	静岡県健康福祉部 障害者支援局障害政策課	9月 4日 10月24日・25日	Zoom オンデ マンド
9	子ども虐待対応 ・医学診断研修会	静岡県	10月 7日	静岡
10	静岡県知的障害者福祉協会 職員研修所講座 知的障害のある人の暮らし	静岡県知的障害者福祉協会	11月 2日	静岡
11	静岡県知的障害者福祉協会 栄養部会研究集会	静岡県知的障害者福祉協会	11月13日	静岡
12	感染対策支援セミナー	公益社団法人静岡県病院協会	12月12日	Web
13	静岡県サービス管理責任者 実践研修	静岡県健康福祉部 障害者支援局障害政策課	1日目 12月19日・20日	オンデ マンド 静岡
14	静岡県専門コース別研修 (障害児支援)	静岡県健康福祉部 障害者支援局障害政策課	1日目 1月24日	オンデ マンド 静岡
15	静岡県知的障害者福祉協会 児童発達支援(通園)部会	静岡県知的障害者福祉協会	児発管 2月2日 中堅 2月16日	zoom
16	医療的ケアを実施する看護 師等の意見交換会	静岡県健康福祉部障害福祉課	2月17日	静岡

17	静岡県 児童発達支援 子どもフォーラム	静岡県知的障害者福祉協会 児童発達支援部会	2月17日	静岡
18	静岡県給食協会 事例研究発表会・講演会	静岡県給食協会	3月 1日	静岡

※富士市内で行われたものは省く。

第5節 そ の 他

1 研修受入れ状況

児童発達支援事業所「でらび～」との研修・サービス担当者会議の一環で、体験研修として3名の職員の受け入れを行った。

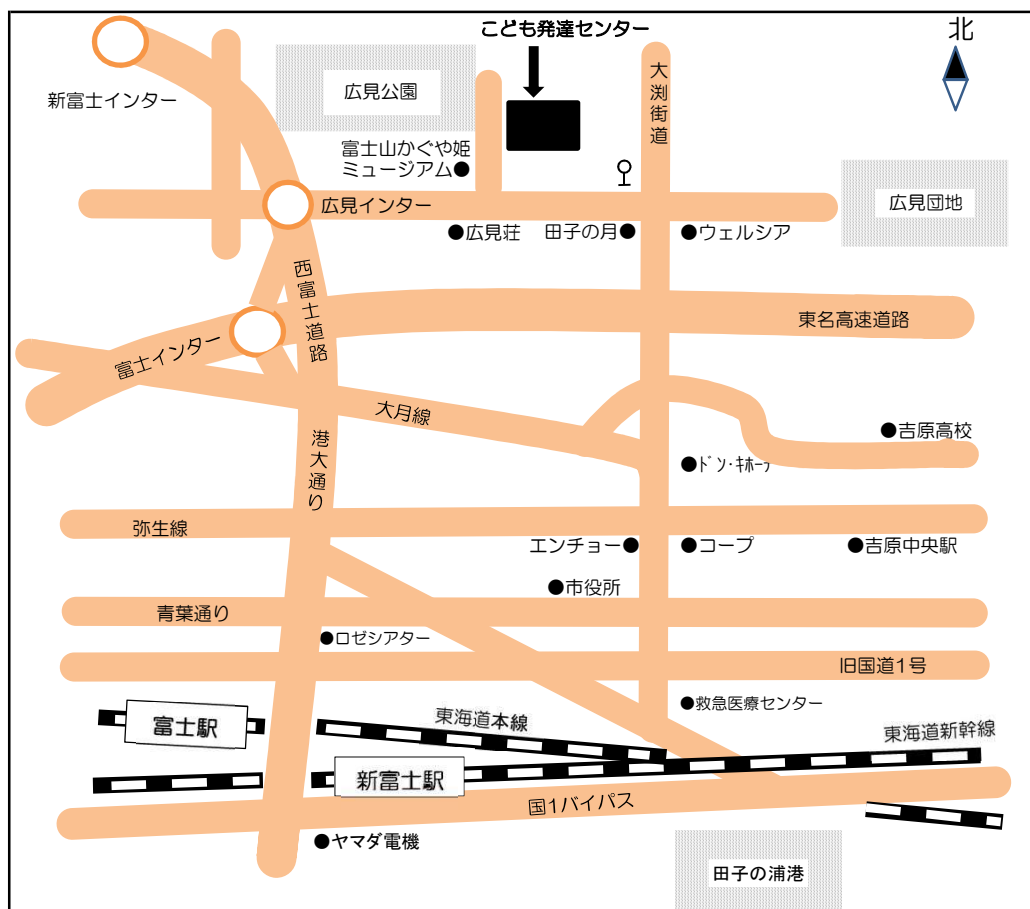
2 学生実習受入れ状況

No.	期 間	実習・研修内容	人 数	対 象
1	7月 3日～ 7月 5日	見学実習	2	富士市立看護専門学校
2	7月 7日～ 7月10日	見学実習	2	富士市立看護専門学校
3	7月12日～ 7月14日	見学実習	2	富士市立看護専門学校
4	9月13日～ 9月27日	保育実習	1	常葉大学短期大学部
5	10月10日～10月24日	保育実習	1	沼津情報ビジネス専門学校

〈 編 集 委 員 〉

管 理 担 当 統 括 主 幹	影 山 英 之
み は ら 園 園 長	渡 邊 三 恵
み は ら 園 主 任 専 門 員	綿 野 富 美 代
発 達 相 談 室 主 幹	石 川 幸
発達相談室上席作業療法士	川 口 尚 子

交通アクセス



【車でお越しの方は】

JR富士駅から5.8km
新幹線新富士駅から5.6km

東名富士インター から車で3分（西富士道路経由、広見インターで降りて北東方向）
新東名新富士インター から車で3分（西富士道路経由、広見インターで降りて北東方向）

【バスでお越しの方は】

吉原中央駅から「茶の木平行き」「中野経由富士宮駅行き」「曽比奈行き」のいずれかに乗車し、「広見団地入口」で下車。北西に徒歩5分

富士市行政資料登録番号
R6-16

発行 富士市立こども発達センター
〒417-0061 富士市伝法85番地
電話 (0545) 21-9480
FAX (0545) 21-9481